

令和2年1月9日

始良市長 湯元 敏浩 殿

始良市行政不服審査会
会長 山本 敬生

答 申 書

令和元年10月15日付け始危第345号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の意見

始良市個人情報保護条例第10条第2項第8号の規定に基づき、令和元年10月15日始危第345号により諮問がありました、市が保有する避難行動要支援者名簿を平常時に避難支援等関係者へ提供することについては、審議の結果、公益性があり妥当と判断する。

2 個人情報を提供することについて公益性があると認める理由

外部提供に係る個人情報は、災害対策基本法（以下、「法」という。）第49条の10の規定により、作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿の情報である。法第49条の11の規定により、避難行動要支援者名簿の情報を、災害の発生に備え、本人が支援団体に名簿情報の提供を同意した場合又は条例に定めがある場合に限り提供できると定められているが、行政通知により、個人情報保護条例に基づき審査会の意見を聴き公益性があると認められた場合も事前提供が認められている。

自ら避難することが困難であり、円滑・迅速な避難の確保に特に支援を要する者を記載した名簿を、平常時に警察や自衛隊を始めとする避難支援等関係者に事前に提供を行うことについては、同名簿を有効に活用し、実効性を持たせることとなる。

よって、意思表示を示さなかったものの情報について、平常時に避難支援等関係者に事前に提供することについては、公益性があると認める。

3 個人情報の管理

市が提供した個人情報については、避難支援等関係者が適正に管理を行う必要がある。危機管理課から次のことについての説明を受けた。

- (1) 警察、自衛隊、民生委員、市社会福祉協議会、校区コミュニティ協議会、自治会または地区公民館、自主防災組織を提供先とする。
- (2) 個人情報の取扱い管理について、名簿の施錠保管や必要以上のコピー禁止等について市と提供先で協定を締結する。
- (3) 提供先には個人情報保護について民事上の責任を問われる可能性があることを説明し、提供範囲を対象地区に限定して提供する。

以上の説明から、要支援者名簿に記載された個人情報については適正に管理されることを確認した。

4 付記

名簿に記載された者に対し、危機管理課から「始良市避難行動要支援者名簿登録同意書提出について（お願い）」を発送し、名簿を提供することについての意思確認を行っているが、意思を示さなかったものが41%と半数に近い数値となっている。同制度の趣旨等について、市民の理解を得るためにも、同様の通知を再度送付し、意思表示を促すなどの施策をとること。

また、情報の提供先については、先に警察、自衛隊などの行政機関に提供することとし、民生委員や自治防災組織等については、意思表示をしたものがより多くなった段階で実施するなど、提供先を順次拡大する施策を講ずること。

なお、法第49条の11第2項ただし書きにおいて、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」と規定されていることから、本件を条例化し整備すること。

5 当審査会における審査

(1) 審査の経過

本件審査請求に関する当審査会の審査経過は、以下の通りである。

年月日	審査経過の内容
令和元年10月15日	実施機関からの諮問
令和元年10月31日	第1回審査会（審議、実施機関からの聞き取り）
令和2年1月9日	第2回審査会（答申書の検討）
令和2年1月9日	答申書送付

(2) 答申に関与した委員の氏名

山本 敬生
鎌田 一典
田中 昌之
新倉 哲朗